平成２２年（フ）第８３６号
岡山市北区野田２丁目２番25号　ライオンズマンション野田公園203号室、申立時の住所岡山市北区清輝橋１丁目１番30号
破産者　寺岡　宏行
１　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
２　一般調査期日　平成23年９月21日午後２時
平成23年６月22日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１３５号
宮崎市田野町甲5178番地４　平下貸家、開始決定時の住所宮崎県都城市都北町6293―６
破産者　川﨑　浩二
１　期日　平成23年７月22日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月23日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２３年（フ）第５号
山口県長門市東深川653番地１
破産者　永田　和稔
異議申述期間　平成23年７月25日まで
平成23年６月22日　　山口地方裁判所萩支部
平成２３年（フ）第１８３８号
大阪府豊中市西緑丘２丁目７番10―103号
破産者　中川　淳子（旧姓岡崎）
異議申述期間　平成23年８月22日まで
平成23年６月23日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第１９４１号
大阪市中央区西心斎橋１丁目９番７号　大丸駐車場ビル１階、商業登記簿上の本店所在地大阪市東淀川区東淡路２丁目７番17号
破産者　有限会社パラシュート
異議申述期間　平成23年８月22日まで
平成23年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第１９４２号
大阪府茨木市沢良宜東町11番10号、前住所大阪市東淀川区東淡路２丁目７番17号　ドウェルフジタ102号
破産者　田中　裕一
異議申述期間　平成23年８月22日まで
平成23年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２２２号
宮崎県都城市高木町4233番地
破産者　協和建設株式会社
異議申述期間　平成23年８月23日まで
平成23年６月23日　宮崎地方裁判所都城支部
平成２２年（フ）第２２３号
宮崎県都城市都北町1011番地　市営都北団地53―３―152
破産者　里岡　賢一
異議申述期間　平成23年８月23日まで
平成23年６月23日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第１１９号
愛知県岩倉市八剱町六呂丸370番地23　レオパレス六呂丸204号
破産者　宇佐美友恵（旧姓廣瀬）
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３０２５号
大阪市西淀川区佃６丁目５番28号
清算株式会社　株式会社コウブンシャ（解散時の商号株式会社工文社）
代表清算人　花光　睦巳
１　決定年月日　平成23年６月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（ヒ）第１００３号
兵庫県篠山市高屋150番地
清算株式会社　株式会社六甲パッケージ
代表清算人　池田　良治
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０４３号
東京都渋谷区宇田川町10番３号
清算株式会社　株式会社ファイブスターオンライン・エンターテイメント
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１２号
岡山県玉野市永井2726番地
清算株式会社　王子リゾート株式会社
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
協定債権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
岡山地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１２号
名古屋市北区楠４丁目530番地
再生債務者　有限会社浜中電機
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月９日から平成23年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（再）第１４号
大阪府羽曳野市川向222番地の２
再生債務者　株式会社ニッセン
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月29日から平成23年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
茨城県つくばみらい市台1880番地
再生債務者　筑波工業株式会社
１　決議に付する計画案　平成23年４月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年８月10日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年８月３日まで
平成23年６月21日　水戸地方裁判所土浦支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１号
栃木県小山市大字横倉新田470番地12
再生債務者　谷島精機株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　栃木県宇都宮市西大寛１丁目５番13号　安田法律事務所　弁護士　安田　真道
３　廃止の理由の要旨　一件記録によれば、再生債務者には民事再生法194条に該当する事由が認められる。
平成23年６月22日
宇都宮地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台145番地14
再生債務者　矢ケ部亮一
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月27日から平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第６５号
埼玉県入間市扇町屋４丁目４番１号　Ｂ―415
再生債務者　荒井　忠司
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月27日から平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部